

ケツトレ部入会規約

第1条（目的）

「ケツトレ部」（以下「本クラブ」といいます。）は、本クラブに入会し、本クラブのサービスを利用するメンバーが（本規約2条にて定めたメンバーをいいます。）健康推進、健康増進ならびに会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第2条（入会資格）

- 1：本クラブはメンバー制とします。
- 2：本クラブに入会できる方は、本クラブの趣旨に賛同し、本規約を承諾した方となります。（以下「メンバー」といいます。）
- 3：刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、メンバーの円滑な活動に支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適当と認める方は、入会資格はなしとなります。また、入会後であってもこれらが判明した時点で入会資格は無効となります。

第3条（運営）

本クラブの運営、メンバーの管理（メンバー資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は株式会社シフトが行います。

第4条（入会手続き）

- 1：本クラブに入会する方は本規約に合意の上、所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費をお支払いいただきます。場合により、医師による健康証明の提出を求める場合があります。
- 2：入会希望者が未成年者の場合、保護者の承諾の元での入会手続きをする必要があります。

第5条（個人情報保護）

本クラブは、本クラブの保有するメンバーの個人情報を、本クラブが別途定める「個人情報保護方針」および「お客様の個人情報取り扱いに関するお知らせ」に従い管理します。

第6条（資格停止及び除名）

本クラブは、メンバーが次の一つに該当すると認めた場合、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

- 1：本クラブの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。
（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）
- 2：本クラブ利用施設を故意に毀損したとき。
- 3：本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
- 4：本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 5：入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 6：メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 7：伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 8：本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
- 9：その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブメンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

第7条（メンバー資格の喪失）

メンバーは、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。

第8条（メンバー資格の譲渡禁止）

メンバーは、そのメンバー資格を他に譲渡すること（相続を含みます）はできません。

第9条（会費等の支払）

メンバーは、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとし

ます。
（月会費は、メンバーが本クラブのメンバー資格を有する限り、本クラブのサービスを利用しない場合も支払い義務が発生します）

第10条（休会）

本クラブのサービスには休会制度は設けておりません。

第11条（退会）

メンバーは、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。

電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。

なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第12条（サービスの廃止・利用制限等）

本クラブは、次の事由により本クラブのサービスの一部または全部を閉鎖することができます。

- 1：台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブのサービス遂行に支障があるとき。
- 2：施設の改造または補修工事実施のとき。
- 3：法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- 4：施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる諸事情が発生したとき。
- 5：その他閉鎖またはサービス停止の必要があると認められるとき。

第13条（損害賠償責任免責）

- 1：メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調し、本クラブのサービスを利用するものとします。
- 2：本クラブは、メンバーが本クラブのサービス利用中、並びに会場への行き来の際に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブに過失がある場合を除き、当該損害に対する責任は負いません。メンバー同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。

第14条（変更事項）

メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

第15条（諸費用の改定）

本クラブは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。

この場合、本クラブは改定日の1ヶ月以上前までにメンバーへ通知及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

第16条（持込物に関する責任）

1：本クラブは、メンバーが会場に持ち込んだものを預かりません。メンバーは持込物について自己の責任を持って管理するものとします。

2：本クラブは、故意、または過失が無い限り、メンバーが会場に持ち込んだものの滅失、毀損について賠償する責任を負いません。

3：本クラブは、メンバーが会場に放置したものに關する一切の責任を負いません。

第17条（改定）

本規約の改定及び変更は本クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。

なお、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

第18条（細則）

本規約に定めしていない事項及び業務遂行に必要な細則は本クラブが定めるものとします。

第19条（施行）

本規約は2018年8月21日より施行します。